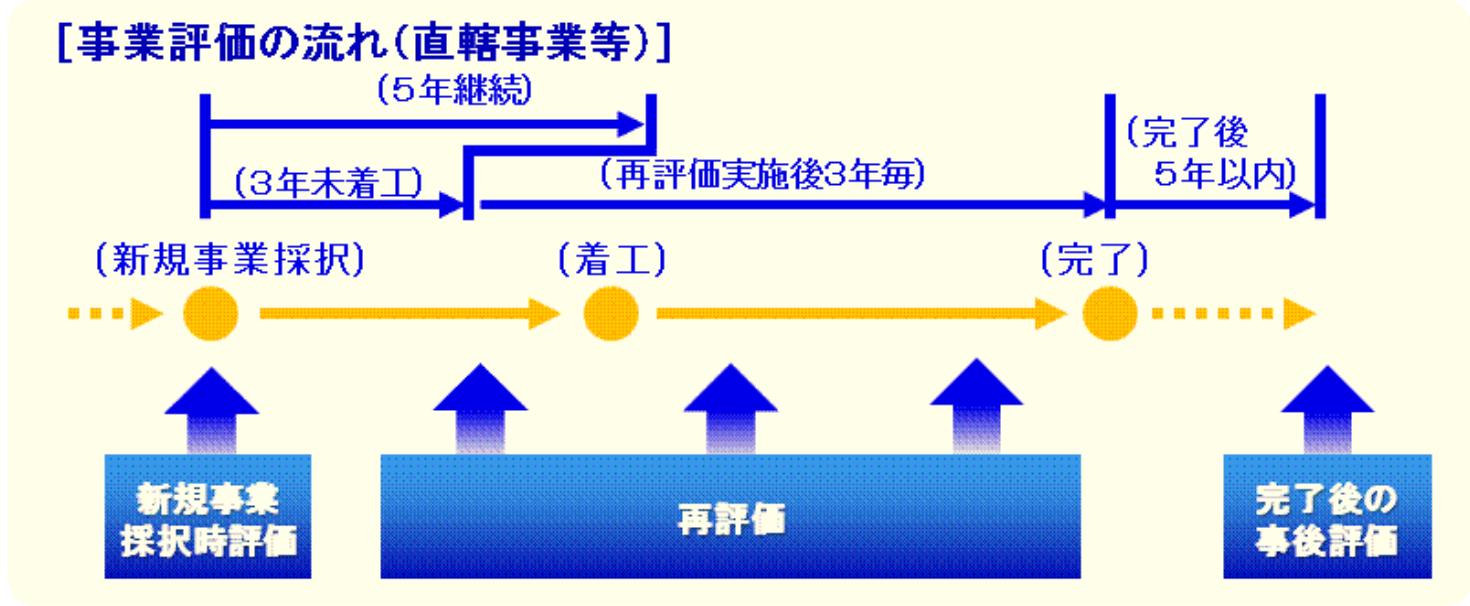


平成26年度の 事業評価概要

平成26年12月16日

事業評価の仕組み(公共事業評価実施要領H22改訂後)



【新規事業評価】 新規事業の採択時において、費用対効果分析を含めた事業評価を行うもの。平成10年度から導入。

【再評価】 事業採択後一定期間（直轄事業等は3年間、補助事業等は5年間）が経過した時点で未着工の事業、事業採択後長期間（5年間）が経過した時点で継続中の事業等について再評価を行い、必要に応じて見直しを行うほか、事業の継続が適当と認められない場合には事業を中止するもの。平成10年度から導入。

【完了後の事後評価】 事業完了後に、事業の効果、環境への影響等の確認を行い、必要に応じて適切な改善措置、同種事業の計画・調査のあり方等を検討するもの。平成15年度から導入。

出典: 国土交通省HP「事業評価の仕組み」 http://www.mlit.go.jp/tec/hyouka/public/09_public_01.html

事業評価の予定

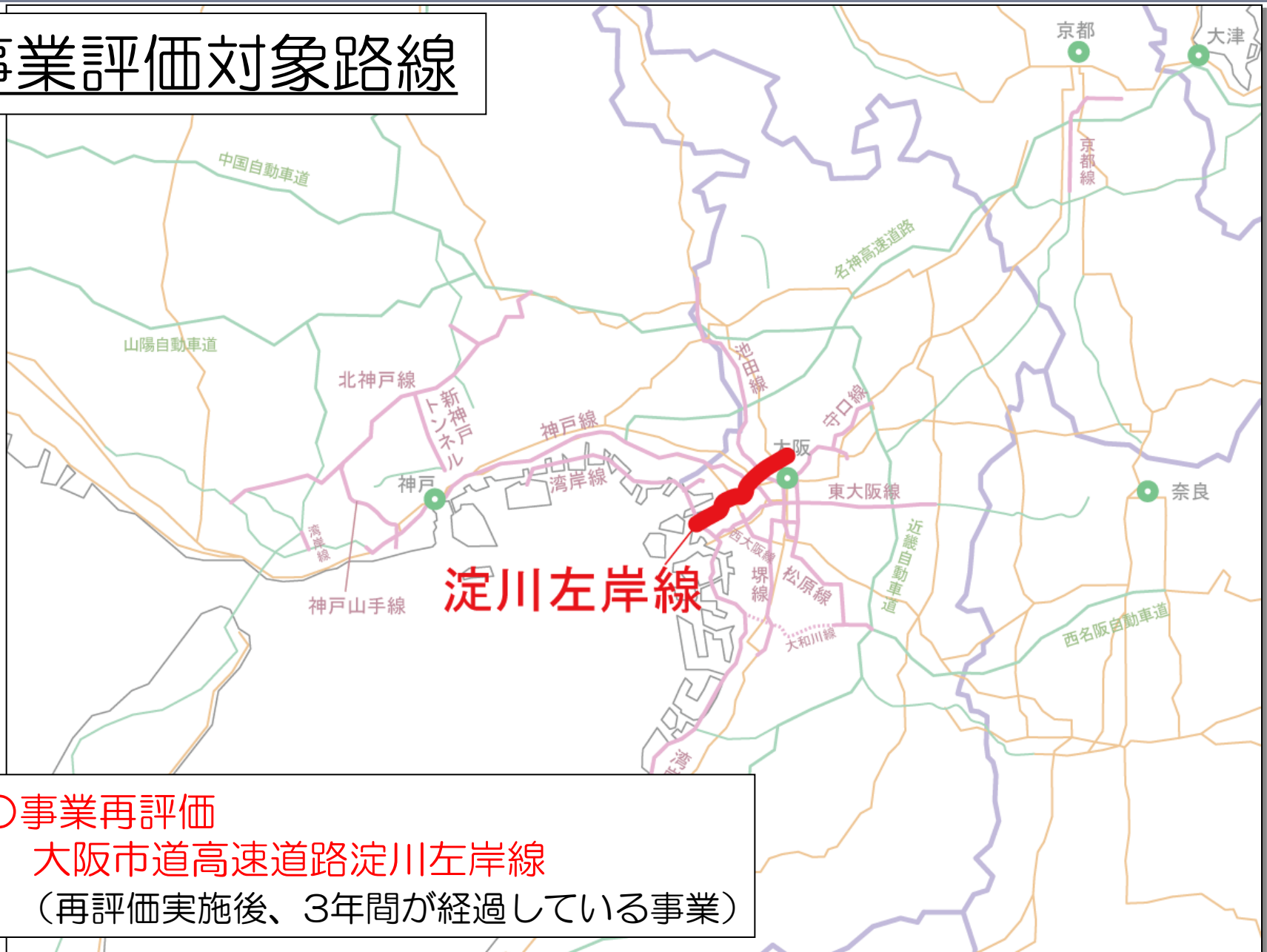
路線名	新規事業評価	再評価 (第1回)	再評価 (第2回)	再評価 (第3回)	再評価 (第4回)	再評価 (第5回)	再評価 (第6回)	再評価 (第7回)	供用日 (予定年度)	事後評価
淀川左岸線	—	<i>H10</i>	<i>H15</i>	<i>H20</i>	<i>H23</i>	H26	H29	H32	(H33)※	H38
大和川線	—	<i>H21</i>	<i>H24</i>	H27	—	—	—	—	(H29)※	H34
神戸山手線	—	<i>H10</i>	<i>H15</i>	<i>H20</i>	—	—	—	—	H22.12.18	H27
新十条通	—	<i>H16</i>	—	—	—	—	—	—	H20.6.1	H27
油小路線	<i>H11</i>	<i>H21</i>	—	—	—	—	—	—	H23.3.27※	H27

注1 : 評価実施済みは**太斜字**

注2 : ※印の供用日(予定年度)は合併施行区間を含む

注3 : 新規事業評価及び再評価は平成10年度、事後評価は平成15年度に導入

事業評価対象路線



○事業再評価
大阪市道高速道路淀川左岸線
(再評価実施後、3年間が経過している事業)

審議の視点

【事業再評価】

再評価の視点

1. 事業の必要性等

事業を巡る社会経済情勢等の変化

事業の投資効果(費用対効果分析)

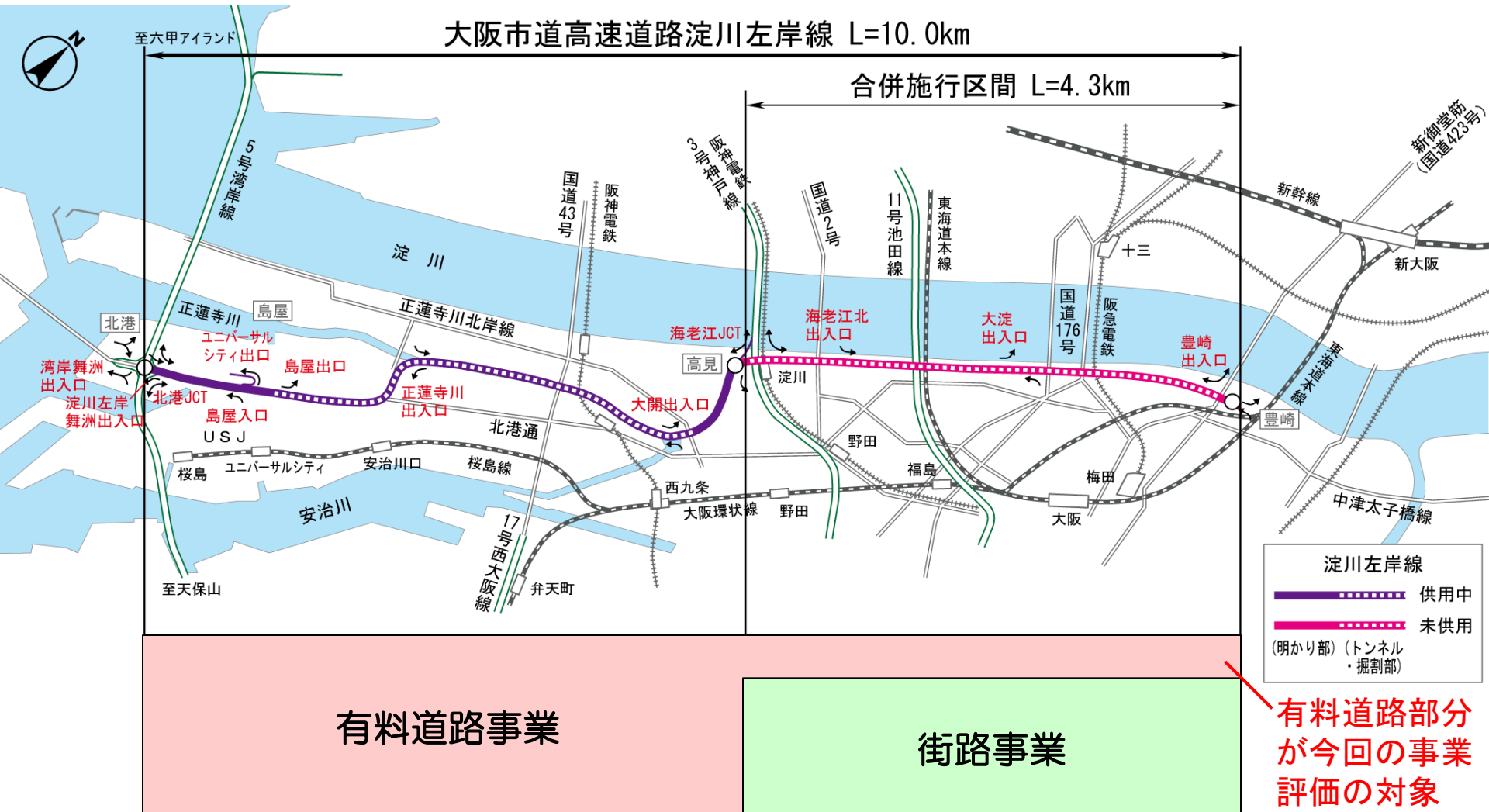
事業の進捗状況

2. 事業の進捗の見込み

3. コスト縮減や代替案立案等の可能性

出典:「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」(国土交通省)

合併施行事業における事業評価の対象について

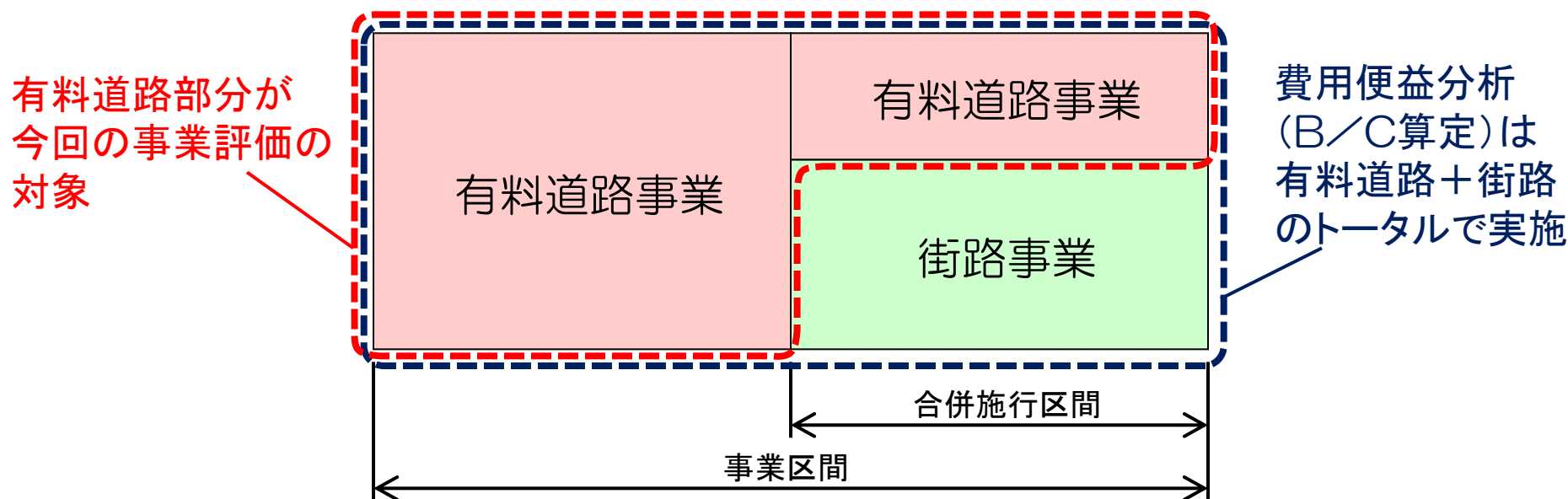


※未供用区間のJCT名およびランプ名は仮称

合併施行事業における事業評価の対象について

大阪市道高速道路淀川左岸線

： 大阪市の街路事業と
阪神高速道路株式会社の有料道路事業との合併施行



※「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」においては有料道路事業部分を再評価の対象としている